

●免税の用途一覧

対象事業	用 途
石油化学製品製造業	エチレン等の石油化学製品を製造するための原料の用途等
船舶の使用者	船舶の動力源
自衛隊用機械管理者	自衛隊の通信用機械の電源、公道を走行しない自動車等の動力源
鉄道又は軌道事業者	鉄道又は軌道用車両等の動力源
農業又は林業を営む者 委託を受けて農作業を行う者 農地の造成等を主たる事業とする者 素材生産業を営む者	電力耕うん機等の当該事業に使用する機械の動力源
セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く。)	事業場内においてセメント製品又は原材料の積卸しのために使用する機械の動力源
生コンクリート製造業 (製品を自ら運搬するものを除く。)	事業場内において骨材の積卸しのために使用する機械の動力源
鉱物の掘採事業	さく岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事の工事現場においてくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源
鉱さいバラス製造業	事業場内において鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源
港湾運送業	港湾において港湾運送のために使用される機械の動力源
倉庫業	倉庫において当該事業のために使用される機械の動力源
鉄道に係る貨物利用運送事業又は 鉄道貨物積卸業	駅の構内で鉄道貨物の積込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源
航空運送サービス業	飛行場内において航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する作業用機械の動力源
廃棄物処理事業	廃棄物の埋立地内において廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
木材加工業	事業場内において木材の積卸しのために使用する機械の動力源
木材市場業	事業場内において木材の積卸しのために使用する機械の動力源
たい肥製造業	事業場内においてたい肥の製造工程において使用する機械の動力源
索道事業	スキー場においてスキー場の整備のために使用するために必要な装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源

注 各対象事業及び用途は、法令において、より詳細に定義されていますので、具体的には県税事務所等へ直接お問い合わせください。